

自動体外式除細動器(AED) 仕様書

1	物件名称	自動体外式除細動器(AED)																		
2	品質・形状・寸法又は型式	別紙特記仕様書のとおり																		
3	グリーン物品の指定	指定しない																		
4	数量 (単価契約の場合は予定数量)	12セット(同一機種とする。)																		
5	納入期限	平成30年11月30日とし、納入日は別途協議し決定する。																		
6	納入場所	<p>横須賀市夏島町9 追浜行政センターほか10か所</p> <p>○市民部該当施設</p> <table border="0"> <tr> <td>①横須賀市夏島町9</td> <td>追浜行政センター</td> </tr> <tr> <td>②横須賀市船越町6-77</td> <td>田浦行政センター</td> </tr> <tr> <td>③横須賀市東逸見町2-29</td> <td>逸見行政センター</td> </tr> <tr> <td>④横須賀市公郷町2-11</td> <td>衣笠行政センター</td> </tr> <tr> <td>⑤横須賀市大津町3-34-40</td> <td>大津行政センター</td> </tr> <tr> <td>⑥横須賀市久里浜6-14-2</td> <td>久里浜行政センター</td> </tr> <tr> <td>⑦横須賀市長沢2-7-7</td> <td>北下浦行政センター</td> </tr> <tr> <td>⑧横須賀市長坂1-2-2</td> <td>西行政センター</td> </tr> <tr> <td>⑨横須賀市長井5-16-5</td> <td>長井コミュニティセンター</td> </tr> </table> <p>○環境政策部該当施設</p> <p>⑩横須賀市馬堀海岸2-39-1 馬堀公園水泳プール管理棟内 (※2セット納入すること)</p> <p>○文化スポーツ観光部該当施設</p> <p>⑪横須賀市本町3-27 横須賀芸術劇場</p>	①横須賀市夏島町9	追浜行政センター	②横須賀市船越町6-77	田浦行政センター	③横須賀市東逸見町2-29	逸見行政センター	④横須賀市公郷町2-11	衣笠行政センター	⑤横須賀市大津町3-34-40	大津行政センター	⑥横須賀市久里浜6-14-2	久里浜行政センター	⑦横須賀市長沢2-7-7	北下浦行政センター	⑧横須賀市長坂1-2-2	西行政センター	⑨横須賀市長井5-16-5	長井コミュニティセンター
①横須賀市夏島町9	追浜行政センター																			
②横須賀市船越町6-77	田浦行政センター																			
③横須賀市東逸見町2-29	逸見行政センター																			
④横須賀市公郷町2-11	衣笠行政センター																			
⑤横須賀市大津町3-34-40	大津行政センター																			
⑥横須賀市久里浜6-14-2	久里浜行政センター																			
⑦横須賀市長沢2-7-7	北下浦行政センター																			
⑧横須賀市長坂1-2-2	西行政センター																			
⑨横須賀市長井5-16-5	長井コミュニティセンター																			
7	特記事項	<p>・納入場所までの輸送費、据え付け調整費等、当該物品が正常に使用可能になるまでの一切の費用を含むこと。</p> <p>・機器についての取り扱い説明を十分に行うこと。</p> <p>・物品の納入前に、納入しようとする物品の詳細がわかる書類(カタログ等)を下記の担当者まで提出し、承認を得ること。</p>																		
8	契約方法	総価契約																		
9	支払方法	物品納入後、各施設ごとに支払い																		
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。また、撤去と納入の日程に関しては、市担当者との協議するものとする。																		
11	連絡先	横須賀市市民部地域コミュニティ支援課(横須賀市小川町11番地) 担当 泉 電話(直通) 046-822-8303																		

指示事項

グリーン物品	<p>上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。</p> <p>方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。</p>
--------	--

## 自動体外式除細動器（AED）特記仕様書

### 1. 自動体外式除細動器一式

(1) AED本体（成人用電極パッド1組を含む）

(2) AED付属品

- ①バッテリー1個
- ②成人用電極パッド1組
- ③小児用電極パッド1組
- ④救急セット（感染防止用手袋1組、カミソリ1丁、ハサミ1丁など）
- ⑤標準付属品

(3) 収納用バッグ（キャリングバッグ）1個

### 2. 購入数

12セット（同一機種とする）

### 3. 機器の規格

(1) AED本体

- ①医療器具として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律の承認を得ていること。
- ②心電図波形解析を実施後、除細動不要と認識した場合、充電を行わない、又は通電ボタンを押しても電気ショックを行わない等の機能を持つこと。
- ③毎日の内部回路、パッド、バッテリー容量の自動セルフチェック機能を持つこと。
- ④自動セルフチェックにより異常が発見された場合は、インジケータ・アラーム音により異常を知らせる機能を有すること。
- ⑤救急蘇生法ガイドライン2015対応であること。
- ⑥電極パッドは、本体に接続された状態で保管されていること。
- ⑦IEC規格IP55の防塵・防水性を備えていること。
- ⑧本体の保証期間は、納入日から起算して5年あること。

(2) AED付属品

- ①収納用バッグは、本体を保護し屋外等への搬出も出来ること。
- ②AED付属品は、収納用バッグ内又はバッグ外側に付属する収納袋に収納し常時本体と一体で持ち運びできること。
- ③小児／成人のモード切換スイッチを搭載するAEDであれば、電極パッドは、小児／成人共用のもので構わない。その場合は、本仕様書1(2)②③の記述に代えて、小児／成人共用電極パッド2組を付属すること。
- ④AED本体が、成人用電極パッドを2組含む製品であれば、AED付属品の成人用電極パッドは不要（本体、付属品を合わせて、成人用電極パッド2枚、小児用電極パッド1枚を備えること）。

#### 4. その他

- (1) 本仕様書に定めるもののほか、詳細については担当者と十分な協議を行うものとし、疑義が生じた場合はただちに市民部地域コミュニティ支援課へ連絡し、その指示を受け適正を図ること。
- (2) 納入に際しては、担当者と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (3) 担当者の指示に従い、既存のAED11台を引き取ること。
- (4) バッテリー・パッド・救急セット等の消耗品を使用した場合の補給は、市側で行う。

連絡先 市民部地域コミュニティ支援課 担当 泉  
電話 046-822-8303 Fax 046-827-4803